

静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第17号

静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金)</p> <p>第12条の3 法第37条の2第1項第3号の条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる同項の金銭のうち、知事又は静岡県教育委員会の所管に属する同項の特定公益信託の信託財産とするために支出したもの</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>附 則</p> <p>22 (略)</p> <p>(環境性能割の非課税に係るバス路線)</p> <p>23 (略)</p> <p>(種別割の税率の特例)</p> <p>24 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車（<u>附則第30項</u>において「天然ガス自動車」という。）、施行規則附則第5条第1項に規定する自動車（<u>附則第30項</u>において「メタノール等自動車」という。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車（<u>附則第30項</u>において「電力併用自動車」という。）並びに第53</p>	<p>(個人の県民税の税額控除の対象となる寄附金)</p> <p>第12条の3 法第37条の2第1項第3号の条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、知事の認可を受けた同号の公益信託の信託財産とするために支出したものの</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>附 則</p> <p>22 (略)</p> <p><u>(不動産取得税の課税標準の特例)</u></p> <p>23 <u>法附則第11条第7項本文の条例で定める割合は、5分の1とする。</u></p> <p>(環境性能割の非課税に係るバス路線)</p> <p>24 (略)</p> <p>(種別割の税率の特例)</p> <p>25 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車（<u>附則第31項</u>において「天然ガス自動車」という。）、施行規則附則第5条第1項に規定する自動車（<u>附則第31項</u>において「メタノール等自動車」という。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車（<u>附則第31項</u>において「電力併用自動車」という。）並びに第53</p>

条第1項第1号イに規定する自家用の乗用車（以下「自家用の乗用車」という。）、同項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス、同項第5号イに規定する自家用のキャンピング車（以下「自家用のキャンピング車」という。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る同項及び同条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) (略)
- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（次項において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(略)		
第53条第3項	(略)	同号（ <u>附則第24項</u> の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
(略)		

25 電気自動車、法附則第12条の3第2項第2号に規定する天然ガス自動車、法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車、ガソリン自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち施行規則附則第5条の2第3項各号に掲げる要件に該当するもの、石油ガス自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち同条第4項各号に掲げる要件に該当するもの及び軽油自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち法第149

条第1項第1号イに規定する自家用の乗用車（以下「自家用の乗用車」という。）、同項第3号ア(7)に規定する一般乗合用バス、同項第5号イに規定する自家用のキャンピング車（以下「自家用のキャンピング車」という。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る同項及び同条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) (略)
- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（次項において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(略)		
第53条第3項	(略)	同号（ <u>附則第25項</u> の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
(略)		

26 電気自動車、法附則第12条の3第2項第2号に規定する天然ガス自動車、法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車、ガソリン自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち施行規則附則第5条の2第3項各号に掲げる要件に該当するもの、石油ガス自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち同条第4項各号に掲げる要件に該当するもの及び軽油自動車（営業用の乗用車及び営業用のキャンピング車に限る。）のうち法第149

条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量車基準又は同号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであつて施行規則附則第5条の2第5項各号に掲げる要件に該当するものに対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車²⁶が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第53条第3項	(略)	同号(附則第25項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
(略)		

26 (略)

27 前3項の規定の適用がある場合における第53条第2項及び第4項の規定の適用については、同条第2項中「当該各号」とあるのは「当該各号(附則第24項から第26項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同条第4項中「これらの規定」とあるのは「これらの規定(附則第24項から第26項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

28 (略)

29 第53条第2項及び第4項の規定は、前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車について準用する。この場合において、同条第2項中「前項各号」とあるのは「附則第28項各号」と、「当該各号」とあるのは「当該各号(附則第30項の規

条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量車基準又は同号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準に適合するものであつて施行規則附則第5条の2第5項各号に掲げる要件に該当するものに対する第53条第1項及び第3項の規定の適用については、当該自動車²⁷が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合にあつては、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第53条第3項	(略)	同号(附則第26項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
(略)		

27 (略)

28 前3項の規定の適用がある場合における第53条第2項及び第4項の規定の適用については、同条第2項中「当該各号」とあるのは「当該各号(附則第25項から第27項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同条第4項中「これらの規定」とあるのは「これらの規定(附則第25項から第27項までの規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

29 (略)

30 第53条第2項及び第4項の規定は、前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車について準用する。この場合において、同条第2項中「前項各号」とあるのは「附則第29項各号」と、「当該各号」とあるのは「当該各号(附則第31項の規

定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同条第4項中「第1項第1号若しくは第5号又は前項」とあるのは「附則第28項各号」と、「これらの規定」とあるのは「同項各号（附則第30項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定」とする。

30 附則第28項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車（それぞれ電気自動車、天然ガス自動車、メタノール等自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第24項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る附則第28項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（表略）

（狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書類の提出）

31 （略）

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例）

32 （略）

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

33 （略）

定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同条第4項中「第1項第1号若しくは第5号又は前項」とあるのは「附則第29項各号」と、「これらの規定」とあるのは「同項各号（附則第31項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定」とする。

31 附則第29項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又は自家用のキャンピング車（それぞれ電気自動車、天然ガス自動車、メタノール等自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、附則第25項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る附則第29項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（表略）

（狩猟税の課税免除及び税率の特例に係る書類の提出）

32 （略）

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例）

33 （略）

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

34 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 次号に規定する改正以外の改正 公布の日
 - 第12条の3第3号の改正及び次項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）
附則第1条第11号に掲げる規定の施行の日
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の第12条の3第3号の規定の適用については、同号中「もの」とあるのは、「もの（所得税

法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる同項の金銭のうち、知事又は静岡県教育委員会の所管に属する同項の特定公益信託の信託財産とするために支出したものを含む。）』とする。